

〈別添8〉

医科診療報酬点数表関係

<医科>

【入院基本料】

(問2) 療養病棟入院基本料1の在宅復帰機能強化加算における退院した患者の定義について、~~在宅復帰機能強化型の療養病床から、病院内のそうではない療養病床に同一の保険医療機関の当該加算に係る病棟以外の病棟へ転棟した場合は、在宅に退院したとみなされるのか。~~

(答) みなされない。ただし、当該病棟から退院した患者（当該病棟に入院した期間が1月以上のものに限る。）には含まれる。